

## 稲城市競争入札参加者心得

この心得は、稲城市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項及び契約に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第1 関係法令等の遵守

入札参加者は、法律及びこれに基づく命令並びに東京都及び市の条例及び規則その他の関係法令等を遵守しなければならない。特に注意を要するものは、次に掲げる法律等である。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）及び同法に基づく命令
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法に基づく命令
- (3) 工事請負等に関する法令
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (6) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (7) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (9) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (10) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (11) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を雇用する場合においては、同法第5条第1項に規定する短時間労働者対策基本方針
- (12) 稲城市契約事務規則（平成20年稲城市規則第16号）並びに競争入札に係る要綱及び公告
- (13) 設計図書、仕様書等による指示事項

- 2 工事請負契約における入札参加者は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、契約された又は将来施工することとなる市が発注する工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

- 3 市が発注する工事については、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく東京都の単価表等により積算している。この点に十分留意し、労働者の適正な賃金の支払いについて配慮するよう努めなければならない。

## 第2 指名停止等

入札参加者に粗雑工事、契約履行上の事故、贈賄等の不正・不誠実な行為があった場合は、期間を定め指名停止を行う。

- 2 稲城市契約における暴力団等排除措置要綱の措置要件に該当する競争入札参加資格者には、同要綱に基づく入札参加排除措置を行う。

## 第3 資格又は指名の取消

入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当するときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

- 2 入札参加者が、前項に該当したときは、当該入札参加者の一般競争入札における入札参加資格及び指名競争入札における指名は、市において特別な理由がある場合を除き、これを取り消す。
- 3 一般競争入札に参加する資格を有すると認定された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号の一に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該参加資格の認定及び指名を取り消す。
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - (7) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当

たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

#### 第4 入札保証金

入札参加者は、自己の見積もる契約金額の100分の3以上の入札保証金を入札執行前に納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

#### 第5 入札の基本的事項

入札参加者は、市から提示された設計図書、仕様書その他契約の締結に必要な条件を確認のうえ、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札は、総価により行わなければならない。ただし、単価によるべきことを指示した場合には、その指示するところによる。

#### 第6 設計図書に関する質疑等

入札参加者は、設計図書に疑義を生じたときは、公告又は指名通知において指定した日時までに質問をすることができる。

- 2 前項の質問に対する回答は、公告又は指名通知において指定した日時までに行うものとする。
- 3 質疑の回答は、設計資料、入札条件及び契約条件の追加又は修正とみなす。

#### 第7 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、辞退届を提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### 第8 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び同法に基づく命令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思に

ついていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、自己の入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

## 第9 入札

入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、あらかじめ指定する方法により、当該入札書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札サービスにより行う入札（以下「電子入札案件」という。）においては、電子入札サービスの入札書に必要な事項を入力し、記名押印に相当する電磁的記録による認証を付し、あらかじめ指定する方法により、当該入札書を提出しなければならない。
- 3 第1項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合には、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。
- 4 入札参加者は、稲城市が積算内訳書（電磁記録を含む。以下同じ。）の提出を求めた場合は、入札書とともに積算内訳書を提出するものとする。

## 第10 入札の取りやめ等

次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、入札を中断又は中止することがある。

- (1) 天災
  - (2) 電子入札案件における、広域的又は地域的停電
  - (3) 電子入札案件における、システム障害
  - (4) 最低入札参加者数を欠くことが明らかになった場合
- 2 入札参加者が第8に抵触したおそれがあるときなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

## 第11 入札書の書換え等の禁止

入札をした者（以下「入札者」という。）は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 第12 開札

開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件においては、あらかじめ指定する日時及び場所において行うものとする。

## 第13 入札の無効

入札が、次の各号の一に該当する場合は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 記載事項の不鮮明な入札又は記名若しくは押印のない入札。ただし、電子入札案件にあっては、市長が定める方法による記名又は押印に相当する電磁的記録の認証がない入札。
- (5) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 金額の表示を訂正又は改ざんした入札書による入札
- (8) 稲城市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者の入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反する入札

## 第14 落札者

次の各号に掲げる者は、第15又は第16の適用を受ける場合を除き、これを落札者とする。

- (1) 市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者
- (2) 市の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札をした者

## 第15 最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合

工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、地方自治法施行令第167条の10の規定に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をも

って入札をした者のうち、最低の価格で入札した者以外の者を落札者とすることができる。

#### 第16 最低制限価格を設定する場合

工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

#### 第17 再度入札

開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

- 2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。
- 3 再度入札に参加できる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第13により無効とされなかった者及び最低制限価格を設けた場合、最低制限価格以上の価格で入札をした者に限る。

#### 第18 同価格の入札

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者又は代理の者にくじを引かせて落札者又は落札予定者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない市職員がくじを引く。
- 3 電子入札案件においては、当該入札者があらかじめ入札書に記入した「くじ番号」によりくじを行い落札者を決定する。

#### 第19 入札結果の通知

開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

- 2 電子入札案件においては、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を電子入札サービスで入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者には、同サービスで落札者となった旨を通知する。

## 第20 契約書等の作成

落札者は、落札者となった旨の通知受領後速やかに契約書2通（契約書の作成を省略する場合は請書等）及び別に指示する書類を作成し、記名押印のうえ総務契約課に提出しなければならない。

- 2 正当な理由なく、前項の期間内に契約書又は請書等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。
- 3 市は、契約書の提出があったときは、当該契約書に記名押印し、その1通を落札者に返付する。

## 第21 契約の確定

契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年稲城市条例第114号）の定めるところにより、工事又は製造の請負で予定価格が1億5,000万円以上又は不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払いで予定価格が2,000万円以上の契約については、稲城市議会の議決に付し、可決された後に当該契約を確定させる。

## 第22 入札保証金の返還

入札保証金又は代用担保は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

## 第23 入札保証金の利息

入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

## 第24 入札保証金の没収

入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金に代えて提供された担保を含む。）は市に帰属する。

## 第25 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

## 第26 契約締結の留意事項

競争入札により請負業者が決定された工事については、落札者は、当該入札に参加した他の者と下請負契約を締結してはならない。

## 第27 異議の申立

入札者は入札後、この心得、設計図書、仕様書等についての不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

## 第28 準用等

この心得に明記のない事項及びこの心得の解釈については、市職員の指示によるものとする。なお、見積合わせの場合についてもこの心得を準用するものとする。

### 付則

この心得は、平成23年7月1日から施行する。

### 付則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

### 付則

この心得は、平成30年11月1日から施行する。

### 付則

この心得は、令和2年6月16日から施行し、令和元年10月1日から適用する。